

平成20年度下請取引等実態調査

目的：建設工事における元請負人と下請負人との下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態を把握し、建設業法令違反行為を行っている建設業者に対して指導を行う

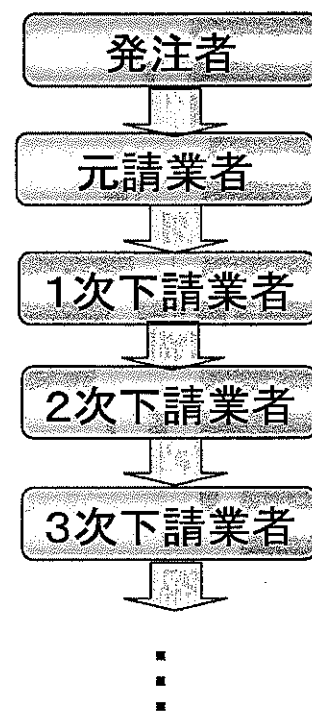
◇調査対象：全国の建設業者 約28,000業者(従来調査の約4倍)

(大臣許可約3,000業者、知事許可 約25,000業者)

◇調査スキーム：主に、「元請負人の立場で回答を求める設問」と「下請負人の立場で回答を求める設問」の二部で構成

- 従来のような反面調査と照合させる調査手法ではなく、元請負人の立場で回答求める設問と下請負人の立場で回答を求める設問で調査を実施。
- 従来調査の「元請業者と1次下請業者」間の取引状況のみならず、1次下請業者と2次下請業者、2次下請業者と3次下請業者というような下下間の取引状況も把握可能な調査を実施。
- 不適正な取引を行っている元請負人の情報やその取引の内容が把握できる調査を実施。
- 不適正な行為を行っている発注者の情報が得られるような調査項目も追加。

従来調査の範囲



新調査の範囲

- 法令違反業者に対する指導
- 立入検査の実施、是正勧告、改善状況の報告
- 法令違反業者に対するフォローアップ調査の実施

建設工事における下請取引の適正化の促進

平成20年度下請取引等実態調査の結果について

1. 調査の概要

- ・調査対象: 全国の建設業者(大臣特定・一般許可、知事特定・一般許可)から無作為に抽出した 27,561 業者
- ・調査方法: 郵送による書面調査
- ・調査内容: 元請業者・下請業者間及び受発注者間の取引の実態
- ・調査期間: 平成 20 年 8 月 1 日～平成 20 年 9 月 1 日
- ・回収件数: 16,543 業者(回収率 60.0%)
 - うち、下請業者に発注した実績のある建設業者: 12,754 業者
 - 下請業者に発注した実績のない建設業者: 2,311 業者
 - 既に事業活動を終了した建設業者: 252 業者
 - 無効回答: 1,226 業者
- ・集計対象件数: 回収件数から既に事業活動を終了した建設業者及び無効回答の建設業者を除いた 15,065 業者

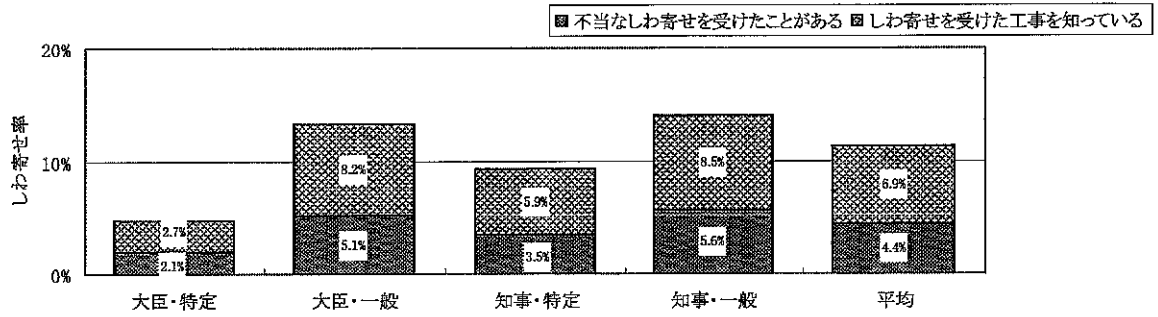
表-1 建設業許可区分別集計対象件数

許可区分	調査対象業者	回収件数 (A)					回収率	集計対象件数 (A) - (B) - (C)
			下請業者に発注した実績のある建設業者	下請業者に発注した実績のない建設業者	既に事業活動を終了した建設業者 (B)	無効回答 (C)		
大臣・特定	1,760	1,432	1,368	34	13	17	81.4%	1,402
大臣・一般	1,246	845	596	158	10	81	67.8%	754
知事・特定	8,512	5,850	5,461	267	49	73	68.7%	5,728
知事・一般	16,043	8,416	5,329	1,852	180	1,055	52.5%	7,181
計	27,561	16,543	12,754	2,311	252	1,226	60.0%	15,065

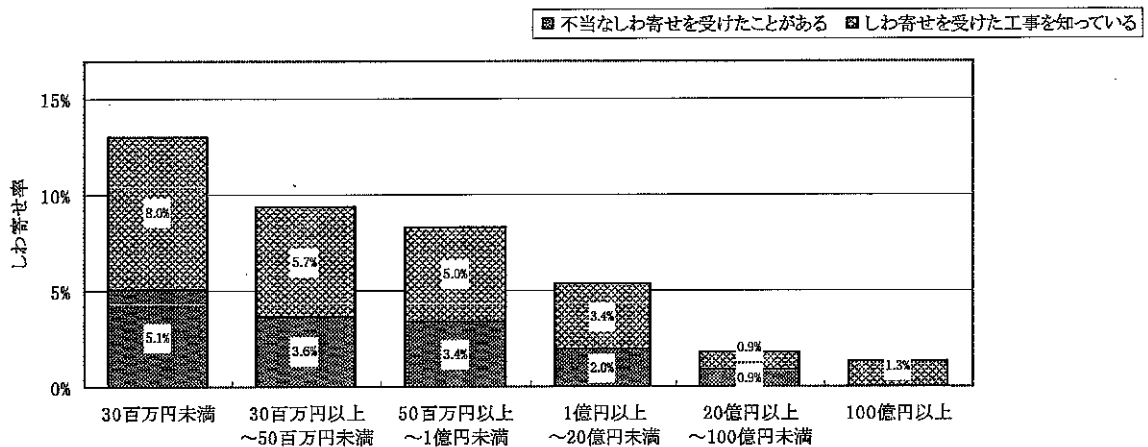
2.3 元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況

下請負人として建設工事を受注したことがある建設業者 12,031 業者のうち、元請負人から「不当なしわ寄せを受けたことがある」あるいは「しわ寄せを受けた工事を知っている」と回答した建設業者は、1,360 業者（11.3%：以下、「しわ寄せ率」という。）でした。許可区分別では、知事一般許可業者が最も高く 14.1% でした。資本金階層別では、資本金規模の小さい建設業者ほど、しわ寄せ率が高い状況となりました。また、都道府県別にみると、石川県（16.8%）、長野県（16.1%）、神奈川県（15.4%）の順に高い結果となりました。なお、最も割合の低い自治体は島根県で 6.1% でした。

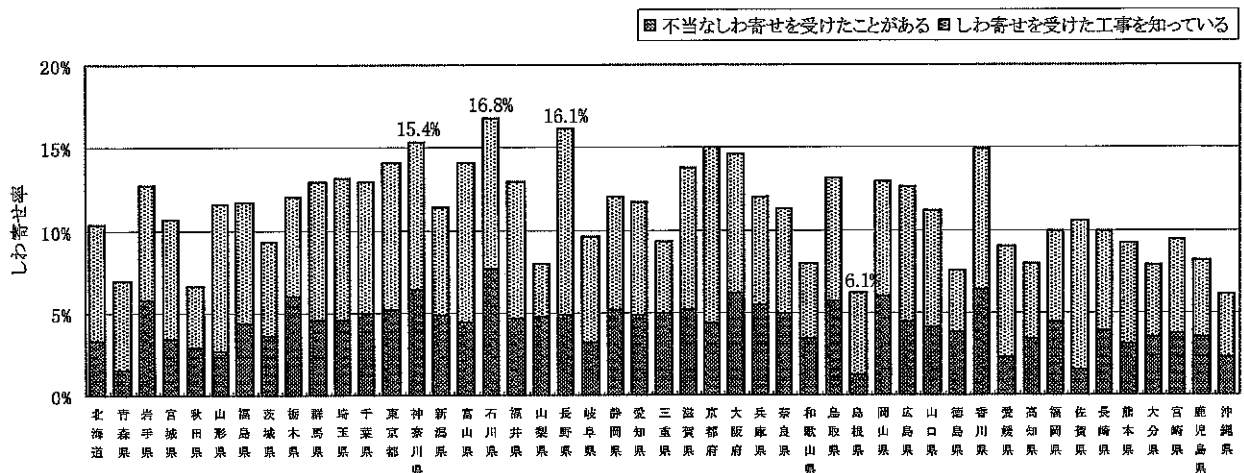
しわ寄せの内容としては、「追加変更契約の締結の拒否」が最も高く 17.8%、次いで「下請代金の支払保留」が 16.3%、「指値による契約」が 14.9% でした。



(a) 許可区分別

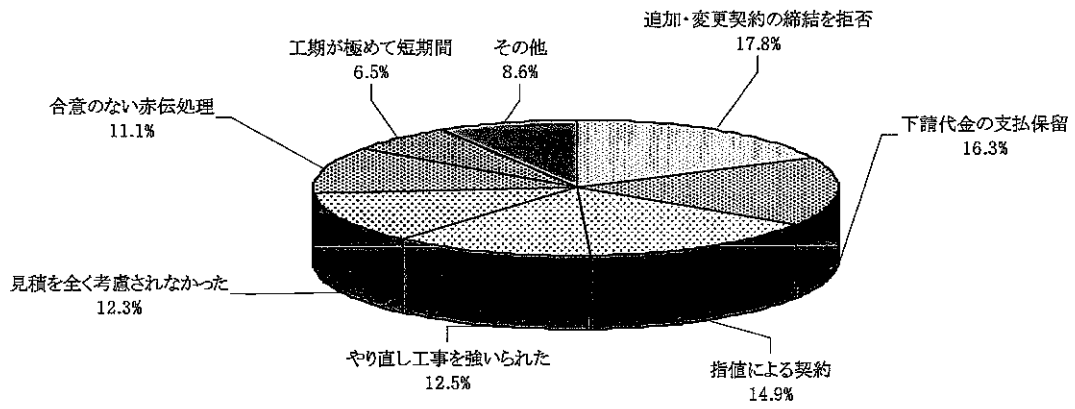


(b) 資本金階層別



(c) 都道府県別(知事許可業者のみ)

図-18 元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況



(d) しわ寄せの内容

図-18 元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況(続き)

2.4 発注者(施主)による元請負人へのしわ寄せの状況

元請業者として建設工事を発注者(施主)から直接受注したことがある建設業者 12,209 業者のうち、発注者(施主)から「不当なしわ寄せを受けたことがある」あるいは「しわ寄せを受けた工事を知っている」と回答した建設業者は 1,027 業者(しわ寄せ率 8.4%)でした。許可区分別では、知事一般許可業者が最も高く、しわ寄せ率は 10.5%でした。資本金階層別では、資本金が 100 億円未満においては、資本金規模が大きい建設業者ほどしわ寄せ率が小さくなる傾向となりましたが、資本金が 100 億円以上の場合に割合が高い状況となりました。発注者の内訳としては、「公共機関または準ずる機関」が 42.7%、「民間企業」が 36.7%でした。

しわ寄せの内容としては、「追加・変更契約の拒否・サービス工事の強要」が最も高く 17.0%、次いで「発注者による理不尽な要求・地位の不当利用」が 9.1%、「請負代金の不払い」が 7.6%でした。

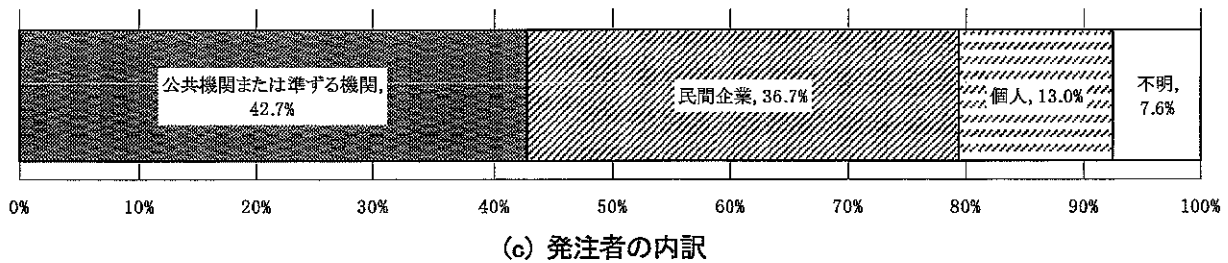
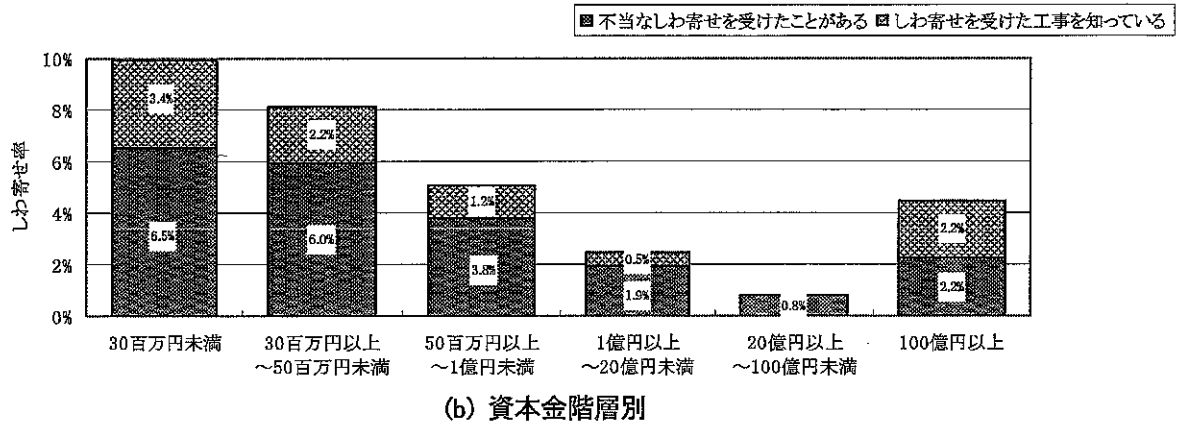
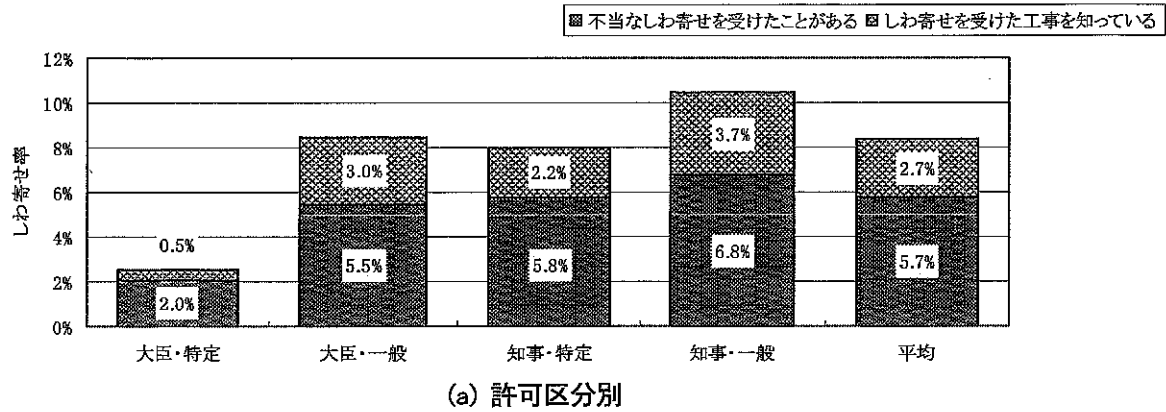
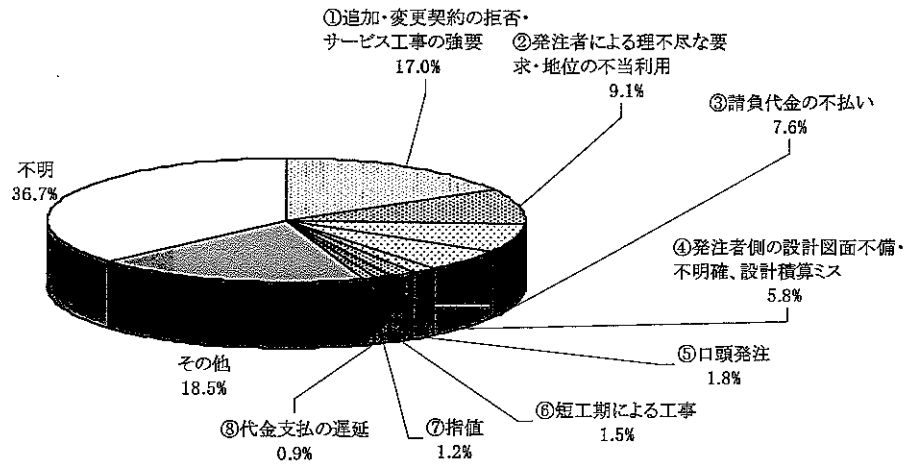


図-19 発注者(施主)による元請負人へのしわ寄せの状況



(d) 不適正な取引の内容

図-19 発注者(施主)による元請負人へのしわ寄せの状況(続き)